

○益田市スポーツ推進委員に関する規則

平成23年12月22日

益田市教育委員会規則第3号

益田市体育指導委員に関する規則（昭和45年益田市教育委員会規則第8号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第32条の規定に基づく、スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条 委員は、住民のスポーツの推進に関し、次の職務を行うものとする。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動促進に向けた組織の育成を図ること。
- (3) 教育機関、行政機関、スポーツ関係団体等が行うスポーツ事業に関する連絡調整等に協力すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

（委嘱等）

第3条 委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、前条に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者から、益田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 委員の定数は、32人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定に関わらず、特別な事由があるときは、委員を解任することができる。

3 教育委員会は、委員を再任することができる。

（服務）

第5条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 委員は、その職責を遂行するため、研修と修養に努めるとともに教育委員会の行う研修を受けなければならない。

2 教育委員会は、委員の研修に関する実施計画を定め、定期にその機会を設けるものとする。

(連絡協議会)

第7条 委員相互における連絡協議を行うため、益田市スポーツ推進委員連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 連絡協議会は、委員をもって組織する。なお、連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において行うものとする。

3 連絡協議会には、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員のうちから互選により定める。

4 会長は、連絡協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 連絡協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 連絡協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第9条 この規則の定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の益田市体育指導委員に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定により委嘱された委員である者は、この規則の施行の日において、この規則による改正後の益田市スポーツ推進委員に関する規則（以下「新規則」という。）第3条の規定により、益田市スポーツ推進委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、新規則により当該委員として委嘱された者とみなされる者の任期は、旧規則の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。